

# 令和4年度北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実施計画

令和4年3月31日決定

北海道並びに青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県及び長野県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県（以下「1都18県」という。）のポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）の処理を確実に実施するため、「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（平成29年3月変更）」（以下「処理計画」という。）第2部第2章2（3）ア及び「北海道PCB廃棄物処理事業におけるPCB廃棄物の搬入者等に対する指導等の方針（平成19年1月決定）」（以下「指導等方針」という。）3（2）に基づき、次のとおり、令和4年度北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実施計画を定めます。

## 1 処理対象 PCB 廃棄物

北海道 PCB 廃棄物処理事業においては、次の PCB 廃棄物を処理します。

### 【当初施設処理対象物】

変圧器類	PCB を使用した高圧変圧器、低圧変圧器、リアクトル、計器用変成器、放電コイル及び整流器等で3kg以上のもの
コンデンサー類	PCB を使用した高圧コンデンサー、低圧コンデンサー及びサージアブソーバで3kg以上のもの
PCB 油類	廃 PCB 及び PCB を含む廃油

### 【増設施設処理対象物】

安定器及び汚染物等	PCB を使用した照明器具用安定器、3kg未満の小型電気機器、感圧複写紙、ウェス、汚泥、その他汚染物
-----------	----------------------------------------------------

## 2 処理計画

### （1）当初施設処理対象物

#### ア 搬入期間

令和4年度末をもって計画的処理完了期限を迎えることを踏まえ、定期修理期間を除く期間に、保管事業者の理解のもと、全量処理に向け、確実に処理を進めるものとします。

#### イ 処理量

令和4年度の処理量は次のとおりとします。

- ① 変圧器類 43 台
- ② コンデンサー類 1,700 台
- ③ PCB 油類 40 本

※PCB油類については、ドラム缶の本数によりその量を示しています。

### （2）増設施設処理対象物

#### ア 搬入期間

令和4年度は処分期間の最終年度であることから、定期修理期間を除く期間に、保管事業者及び所有事業者の理解のもと確実に処理を進めるものとします。

JESCO は、計画的かつ効率的な処理を行うため、処理にあたって、多量保管事業者（PCB 汚染物等を 1.5 t 以上保管する事業者）を、ベースロードとして取扱うものとします。

#### イ 処理量

令和 4 年度の処理量は 1,000 t とします。

### 3 確実かつ適正な処理を推進するための方策

PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理については、処理計画及び指導等方針に定めるもののほか、変圧器類、コンデンサー類及び PCB 油類については、令和 4 年度末をもって計画的処理完了期限を迎えるとともに、安定器及び汚染物等については令和 4 年度がもしくは処分期間の最終年度であることを踏まえ、次のとおり取扱うものとします。

#### (1) 収集運搬中における緊急時連絡体制

収集運搬中の事故など緊急時における関係者への連絡については、「北海道 PCB 廃棄物処理事業の収集・運搬中における緊急時連絡体制（平成 29 年 1 1 月変更）」により行うものとします。

#### (2) PCB 廃棄物処理に関する普及啓発の実施

北海道及び 1 都 1 8 県並びに JESCO は、期限内の処理と処理施設への安全で効率的な輸送が行われるよう保管事業者等に対して処理の必要性や計画的な使用の中止などについて必要な情報の提供に努めるとともに、JESCO が設置する「PCB 処理情報センター」において、処理施設における処理状況、環境モニタリング情報や北海道及び 1 都 1 8 県の取組などに関する情報を発信し、PCB 廃棄物処理事業への理解を進めることとします。

#### (3) PCB 廃棄物の確実な処理の推進

北海道及び 1 都 1 8 県は、PCB 廃棄物の確実な処理を推進するため、以下の取組を行うこととします。

##### (ア) 変圧器類・コンデンサー類・PCB 油類

- ① 事業者に対する立入検査等を通じ、未処理事業者には速やかに処理を完了させるよう指導することとします。
- ② JESCO に機器等の登録を行っていない者に対し、立入検査等の機会を通じ、速やかな契約及び特例処分期限日までの処理完了を指導することとします。
- ③ 使用中の機器を所有する事業者に対しても、産業保安監督部と連携し、特例処分期限日までの処理を指導することとします。
- ④ 必要に応じ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）第 12 条に基づく改善命令及び第 13 条に基づく代執行による処分等の措置を行うものとします。

##### (イ) 安定器及び汚染物等

- ① 掘り起こし調査を速やかに完了させるとともに、事業者に対する立入検査等を通じ、未処理事業者には速やかに処理を完了させるよう指導することとします。
- ② JESCO に搬入荷姿登録を行っていない者に対し、立入検査等の機会を通じ、速やかな契約及び処理完了を指導することとします。
- ③ 安定器の保管事業者等に対して、必要に応じ、分別等の適正な実施について指導することとします。

#### (4) 中小企業者等が保管する PCB 廃棄物の処理の推進

中小企業者等の保管する PCB 廃棄物（以下「中小企業者保管 PCB 廃棄物」という。）の早期処理に向け、北海道及び 1 都 1 8 県は、JESCO 及び収集運搬業者との十分な連絡調整等を通じて、以下の取組

に対する協力をを行うこととします。

①中小助成件数（台数）の増加、契約の加速化

②収集運搬体制の円滑化の取組の実施

③安定器及び汚染物等について、処理期限が迫っていることを踏まえた速やかな登録の促進

(5) その他

この他、PCB 廃棄物の処理にあたって必要な事項について、広域協議会等において協議、調整して定めるものとします。